

<h1>静岡市報</h1>	No. 14
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例	
○静岡市介護保険条例の一部を改正する条例	4
規 則	
○静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正	8
○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正	10
○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	11
○地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正	12

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第62号）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料率について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第62号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「24,700円」を「19,700円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「37,800円」を「32,900円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「47,700円」を「46,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第66号

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年5月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則

静岡市漁港管理規則（平成15年静岡市規則第201号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第23条」に、「第25条」を「第24条」に改める。

第17条を削る。

第18条を第17条とし、第19条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章中第25条を第24条とする。

様式第9号中「第19条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第10号から様式第12号までの規定中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第13号中「第20条関係」を「第19条関係」に改め、同様式（注）4（4）中「第22条第1項」を「第21条第1項」に改める。

様式第14号から様式第20号までの規定中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第21号から様式第26号までの規定中「第21条関係」を「第20条関係」に改める。

様式第27号中「第22条関係」を「第21条関係」に、「第22条第1項」を「第21条第1項」に改める。

様式第28号中「第22条関係」を「第21条関係」に、「第22条第2項」を「第21条第2項」に改める。

様式第29号中「第23条関係」を「第22条関係」に、「第23条の」を「第22条の」に改める。

様式第30号及び様式第31号中「第23条関係」を「第22条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第238号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第239号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表常時介護を要する状態の項中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

静岡市告示第276号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市民文芸売払収入の徴収事務	株式会社戸田書店代表取締役
-----------------	---------------

を

「

静岡市民文芸売払収入の徴収事務	株式会社戸田書店代表取締役
ふるさと寄附金の収納事務	株式会社トラストバンク代表取締役

に

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から適用する。

静岡市告示第277号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社イーコンテクト	を
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	KDD I 株式会社	
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	楽天株式会社	

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	KDD I 株式会社	に
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	楽天株式会社	
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社トラストバンク	

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から適用する。